

福島県福祉サービス第三評価結果表

①施設・事業所情報

名称：ひまわり保育園	種別：保育所
代表者氏名：関野香代子	定員（利用人数）：100（110）名
所在地：福島県郡山市大槻町字西ノ宮西91番9	
TEL：024-954-7363	ホームページ： http://www.himawari-kids.jp/

【施設・事業所の概要】

開設年月日 平成21年3月24日

経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 向日葵会

職員数	常勤職員：24名	非常勤職員 4名
専門職員	（専門職の名称）名	
園長	1名	嘱託医 2名
主任保育士	1名	事務員 1名
副主任保育士	2名	音楽講師 1名
事務員	1名	
看護師	1名	
保育士	13名	
保育士（育児休暇）	1名	
調理員	3名	
その他（用務員兼調理員）	1名	
施設・設備の概要	（居室数） 保育室5、遊戯室1、調理室1 事務室1、シャワー室1 等	（設備等） 園庭、屋内プール ひまわりランド（芝生、畑）

②理念・基本方針

『保育理念』

ひまわり保育園は、児童福祉法に基づき「保育に欠ける」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために保護者や地域社会と力を合わせて、児童の福祉を積極的に増進し、合わせて地域における子育て支援を行う。

尚、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上の為、知識の習得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

『保育の基本方針』

保育方針は、「保育所保育指針」をよりどころとして、職員が保育に望む基本的姿勢に

あっては、子どもや家族に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し不明なところがあれば説明をして、より良い保育のために努力研鑽することを基本とする。

- 1) 子どもの健康と安全を基本にして家庭と協力して共に育てる。
- 2) 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に發揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- 3) 豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- 4) 規範能力の基礎が育つ乳幼児期であるので、善悪の判断ができるよう生活の中で自らが考え方行動する機会を図る。
- 5) 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい言葉で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たす。

③施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの人権尊重とプライバシー保護を第一として保育実践に取り組むことが保育園全体で共有され、保護者に対しては、一人ひとりの子どもを丁寧に大切にする保育を実践していくことを父母会で説明している。
- ・幼稚園・保育園・小学校合同研修会に参加し、子どもの発達と育ちに配慮した保育実勢と小学校への移行を見据えたパソコンレッスン等の教育的支援に積極的に取り組んでいる。
- ・子どもがのびのびと体を動かし、遊ぶことのできる「ひまわりランド」がすぐ近くにあり、遊びの場、災害発生時の避難場所、野菜を育てるなどの食育と地域交流の場、子育て支援の体験入所時の交流の場としてなど、幅広く活用されている。

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年12月3日（契約日）～ 平成28年8月19日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成19年度）

⑤第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

⑥総評

◇特に評価の高い点

<地域の学校教育との連携>

地域の小学校、中学校、高等学校との交流を大切にしており、子どもの発達に合わせ、

小学校への移行を見据えた教育支援に熱心に取り組んでいる。また、地域の中学校・高等学校的職場体験を積極的に受け入れ、学校教育への協力を行う他、保育の現場の魅力を若い世代に伝える努力を継続的に続けている。これらの取り組みを通して、地域の学校の教職員や生徒たちとの交流が深まっており、結果として園でのボランティア活動につながっているなど、学校教育との密な連携を図って園児の育ちを支えている点が高く評価できる。

<職員の働きやすい環境づくり>

職員の自己申告や個別面談を通して園長や主任保育士が職員の就業意欲や役割分担等の意向を確認・把握しており、職員の希望や担当園児に気にかかる子や障害のある子がいる場合には適時に研修を受講させるなど、働き甲斐を持って働くことのできる環境づくりに努めている。有給休暇の取得においてもリフレッシュを目的とした休暇取得を推進するなど、働きやすさに配慮した取り組みが進められている点が評価できる。

<保護者に対する丁寧な支援>

子どもの食生活や睡眠等、家庭での生活状況をアンケート調査を通して把握し、園での保育に活かしたり、子どもの心身の発達に欠かせない食事への配慮や保健指導を丁寧に実施している。アンケート調査をまとめた結果も保護者に通知され、その場で回答できることを即時に回答していたり、連絡帳や玄関脇の掲示板を用いて子どもの様子を的確に伝えたりしている点などからも、保護者の安心が得られる取り組みを園全体で実施している点が評価できる。

◇改善を求められる点

<中長期計画および事業計画の策定方法の改善>

中・長期計画が策定され、園として取り組んでいきたい目標・方向性は明示されているが、具体的な実施状況や進捗状況を評価できる内容になっていない。施設整備計画や職員研修計画、保育士確保計画等と連動させ、それぞれの事業を単年度の事業計画の中で当該年度にどこまで実施していくのか、という視点を盛り込んだ計画を策定され、効果的な事業運営に資する実行性の伴う計画していくことが望まれる。また、収支計画を伴う内容にするなどの改善も必要である。

<保育所全体を自己評価する視点>

積極的に第三者評価を受審され、保育サービスの質を向上させようという意欲が高く、職員全体での意識の共有が図られている。しかし、自己評価の実施においては、保育士自身の保育実践に関する評価が中心となっており、保育園全体の評価の視点が十分であるとは言えない。一人ひとりの保育の質の向上が保育園全体の質を高めることは間違いないが、園長や主任保育士のリーダーシップや指示に頼るだけではなく、保育士全員が中長期的な視点で園の運営及び事業に対する関心と改善の意欲をよせて、取り組み

を進めていく必要がある。

＜職務マニュアルの更新と各種マニュアルの整合性を図る取組＞

保育の基本となる「職務マニュアル」が平成15年度頃から改訂されていない。また、各種マニュアル間の整合性がない部分が散見されるほか、対応の流れが明記されていないものもあった。保育士は、職務マニュアルよりも年齢ごとに作成されている「チェックリスト」を保育室に張り出して、子どもの生活やあそび等に関する発達上の特徴を確認したり、保護者対応については、「職務（保育士）の手引き」を参考にすることが多いという。近年、マニュアル作成が求められる分野や記載内容が膨大になっているが、各種マニュアルの見直しや改訂作業に保育士全員で取り組み、マニュアルの統合や整理を行っていくことが求められる。マニュアルの見直しは、自らの保育実践を振り返りながら「ひまわり保育園」の特徴ある保育実践を考えるきっかけにもなると考えられる。子どもの安全を確保し、保護者が安心して預けられる保育を実践していくためにも、保育の実態に合った常に参照できる使いやすいマニュアルを作成していくことが必要である。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

平成19年度に第三者評価を受審し、その後震災等で受審の機会を得られず、久しぶりに第2回目の第三者評価受審となりました。約1年間、勉強会や全体会議を職員全員で行うことで、日頃行っている業務を振り返り、共通意識を高めることができました。

今回の受審結果で良いところはさらに伸ばし、訪問調査員の方からの助言指導により見えてきた課題については、今後改善を図ってまいります。

子どもが安全に十分活動でき、保護者が安心して預けられ、地域との連携を大切にした保育所をこれらも職員全員で力を合わせ、築いていきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

第三者評価結果		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	(a)・b・c

<コメント>

園の理念・基本方針は「保育園要覧」「入園のしおり」等に明記されている。保護者に対しては、「入園のしおり」および「重要事項説明書」を用いて、入園時および新年度開始時の父母の会総会で園長から理念・基本方針の説明が行われていることが確認できた。職員については、「職務マニュアル」の記載により周知徹底されている。また、新任職員に対しては、入職時に説明がある他、職員会議や月案会議等でも確認が行われている。また、園内に掲示することにより、常に目にすることができるよう工夫されている。

I-2 経営状況の把握

第三者評価結果		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・(b)・c

<コメント>

郡山市が主催する会議や市内保育所長会議等を通じ、郡山市の子育て支援計画に準じながら、昨今の保育環境に関する動向や待機児童数の変化等を園長が把握し、職員に回覧・周知している。さらに、定期的なサービスコスト分析や利用率等の分析を行い、園としての経営の安定に努めてほしい。

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・(b)・c
---	-------------------------------------	---------

<コメント>

園全体で保育内容・保育環境等の向上に取り組むとともに、保護者のニーズや園児に対する保育の質の向上に資する組織体制の強化や事業管理と設備整備を行おうとしている。しかし、現状では日常的なコスト削減の取り組みにとどまっている。財務状況等の現状分析に基づいた課題を具体化し、中・長期的視野に立った保育士確保や施設整備等の課題を具体化さ

せ、解決・改善につなげてほしい。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c

〈コメント〉

中・長期計画が策定され、園として取り組んでいきたい目標・方向性は明示されているが、具体的な実施状況や進捗状況を評価できる内容になっていない。施設整備計画や職員研修計画、保育士確保計画等と連動させるなど、収支計画を伴う内容にするなどの改善が望まれる。

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
---	--------------------------------------	-------

〈コメント〉

事業計画は、運営方針（重点項目）と研修計画からなる文書と、行事と連動させた一覧表形式で作成された年間事業計画という名称の文書の2種類がある。どちらの文書ともに、中・長期計画に位置付けられた事業のなかで当該年度に何をどこまで実施する計画であるのかが明確になっておらず、施設内研修や年間行事の月間予定表に近いものである。また、中・長期計画同様に、収支計画による裏付けがないため、月間予定を「やった」「できた」という評価でとどまる可能性があるので、実施状況の評価方法も明確化してほしい。

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
---	---	-------

〈コメント〉

毎年1～2月頃に全職員が参加する職員会議において事業計画の見直しが行われている。行事等の担当職員が翌年度の計画原案を提案し、職員会議での話し合いを経て主任がまとめるという手順で事業計画が策定されているので、全職員が園の事業に責任を持つことができるようになっている。しかし、当該年度の事業を評価基準をもとに評価するしくみがなく、行事計画を作り直す形になっているため改善が求められる。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
---	-------------------------------------	-------

〈コメント〉

年間事業計画（一覧表）は園内に掲示されているが、保護者に対しての配布・説明は行われていない。保護者に配布している「保育プラン」は保育課程を分かりやすく1枚にまとめたものであるため、事業計画の説明資料とは言い難い。事業計画は行事予定表ではないことを職員全体で共有し、予算的裏付けのある実現可能な事業を計画・実行していくよう努めてほしい。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者アンケートによって保護者の子育てに対する意向について確認はできているが、園のサービスの内容・質について評価を得てはいない。</p> <p>今後、第三者評価を定期的に受審する予定があり、第三者評価の評価項目について勉強会を開催している点は評価できる。しかし、評価項目を活用した定期的な保育所評価の取り組みが不十分である。職員一人ひとりが行う自己の保育の振り返りという自己評価にとどまらず、園全体の評価を定期的かつ組織的に行えるよう、園全体で取り組んでほしい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・(c)
<p>〈コメント〉</p> <p>職員の気づきによる課題についての話し合いが行われ、日常的な対応策や改善策が共有されているが、前回受審の第三者評価結果を分析したり、園全体の自己評価に基づく課題を明確化し、改善の取り組みを計画的に行うには至っていない。このため、今回の受審を機に評価を定期的・継続的に実施すること、また結果からみえた園の課題について職員全体で取り組む仕組みを構築してほしい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園長は自らの経営・管理に関する役割と責任について、保護者に対しては重要事項説明書に明記して示すとともに、職員に対しては職員会議等で明確に表明している。園長不在時の権限委任に関しては、原則として主任が行なうことが園全体で了解されているが、運営規定や職務マニュアル、災害発生時対応マニュアル等に明記されていないので、記載しておいてほしい。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>社会保険労務士との年間契約により、隨時、保険や就業規則、労基法関係、産前産後休業、育児休業等の幅広い分野に関して園長が相談できる環境を確保している他、園長自ら社会福</p>		

祉分野に限らない幅広い研修に参加し、法令遵守に努めている。また、全国保育士会発行の保育士だよりや全保協ニュースなどを全職員に配布・回覧を行い、法令改正等があった場合にはさらに職員会議にて周知を図っている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが發揮されている。

[12]	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を發揮している。	a・③・c
------	---	-------

〈コメント〉

平成 22 年度から「保護者からの疑問・意見とその回答・対処法の記録簿」を整備し、クラス担任の回答・対処状況を記録として残す取り組みを行うなど、保護者とのやり取りの中から見出した保育上の課題を全体で共有できる仕組みづくりを行っている点が評価できる。また職員一人ひとりの個別面談等を通して、適時の教育・研修機会を確保できるよう助言も行っている。今後は、組織全体のサービスの質の評価・分析を定期的・継続的に行うことができるよう、職員全員が共有できる評価基準を示し、園全体での取り組みにつなげる工夫も行ってほしい。

[13]	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。	a・③・c
------	---	-------

〈コメント〉

園児や保護者の利益を最優先するために、主任保育士が各クラスに随時入り、他の保育士の身近な相談役として機能し、職員が働きやすい環境づくりに努めている。園児・保護者の利益を最優先するという園長の考えを具体的な業務・保育内容と関連づけ、評価・具体化が可能な目標として設定するなどの工夫を行い、組織的取り組みにつなげるという点においても指導力を発揮していってほしい。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
[14]	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・③・c

〈コメント〉

職位ごとの職責・求められるスキル・職務内容等が明記された「キャリア・パス」が作成されている。この書類は、保育士採用契約時に求められる力量を説明する際に活用したり、職員の自己評価の際の指針として配布されたりしており、職務に関する規程を職員に分かりやすく示したものである。いつ頃までに、どのぐらいの人数の人材を確保する必要があるのか、また、それらの人材をどのように育成していくのか、という「計画」にはなっていないので、修正を試みてほしい。

[15]	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・③・c
------	-----------------------------	-------

〈コメント〉

運営規定、職務マニュアル、キャリア・パスに書かれている職務に関する記載が統一されていない点が散見しているので、全体の整合性を図ってほしい。人事考課は年1回11月頃に実施されているが、規程に基づく評定・評価は実施されていないことが聴取により分かった。職員の自己申告書に基づいてクラス配置が行われているが、自己申告書に関する上位職者の評価や自己申告書に基づく個人面談実施記録が残されておらず、職員の職務に関する成果や貢献度を評価する基準や改善に向けた検討状況等の確認ができなかった。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

年に1回、11月に園長による職員個別面談が実施されるほか、主任保育士が日常的に保育士の意向や考えを受けとめる役割を担い、一人ひとりの意向や悩みを確認し、助言することができている。また、クラスの相談役となる保育士が後輩保育士の相談役となって、保育等に関する相談を気軽にに行うことができる。有給休暇をはじめ各種休暇・休業や安全・衛生、災害補償等も職員に明確に示されている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・(b)・c
----	------------------------------------	---------

〈コメント〉

職員一人ひとりが「期待する職員像」に近づいていくように、年1回の個別面談や日常場面でのコミュニケーションが活用されている。しかし、自己申告書に基づく面談は、次年度のクラス担任等の意向確認にとどまっており、1年間の保育実践の振り返りが行われていない形式になっている。職員一人ひとりの目標設定が当該年度の反省や到達状況に基づいて設定されているか、到達度評価が客観的に行われているかについては確認ができなかった。今後は、人事考課規程に基づいて「業績評価表」による勤務評価（自己評価、一次評価、二次評価）を確実に実施するとともに、自己申告書の書式を改善することにより、職員が自らの実践を振り返り、言語化することで、より具体的な目標設定ができるようになることを期待したい。さらには、上位職者とスキルアップに向けた目標設定を共有できるような工夫を行って、職員育成に結び付けていってほしい。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

単年度の事業計画の中に研修計画およびキャリア・パス（職位ごとに求められるスキル・職務内容・研修等）が位置付けられおり、職員全員に周知されている。施設内研修も年間計画が立てられており、職員全員で質の向上に取り組もうとしていることが読み取れる。また、クラスに「気になる子ども」「障がいのある子ども」が在籍している場合は、担当保育士に障害児保育に関する研修の受講を促すなど、積極的に取り組んでいる。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	(a)・b・c
----	--------------------------------------	---------

〈コメント〉

外部研修を受講した後は、職員に復命書（報告書）の提出を義務付け、その報告書を回覧したり、職員会議で報告の機会を設けるなどして、研修成果の共有に努めている。概ね保育士経験3年を目途に研修計画が立てられている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関する専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

実習生受け入れマニュアルが整備され、適切な保育士実習が実施できるよう、職員全体に周知徹底されている。県内の保育士養成校との連携の下で、実習配属や指導がなされている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
--	--	---------

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	(a)・b・c
----	---------------------------------------	---------

〈コメント〉

ホームページを活用して、理念や基本方針、事業計画、予算、決算情報等が適切に公表されている。また、市のホームページにも基本情報を公表している。

過去に受審した第三者評価受審の結果の公表を行い、また、苦情内容及び解決結果等の公表は、施設設備関係についてのみ公表を行っている。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

経理規程、事務決裁規程が整備され、経営・運営上のルールが明確である。決裁ルート・決裁権者が明記されることが望ましいが、全般的に透明性が確保されるしくみとなっている。また、年1回、公認会計士による事業・財務に関するチェックを受け、適正な財務管理がなされている。さらに、公認会計士とは、通常の会計処理や月次処理の方法等について年2回の指導を受け、適正な運営管理が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
--	--	---------

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	(a)・b・c
----	---------------------------------------	---------

〈コメント〉

理念に「地域における子育て支援」を明記している他、職務マニュアルにおいて職位ごとに地域との関わり方が示され、職員一人ひとりが地域と適切に関わることができるようにな

っている。地域で行われる行事や活動が、日曜日に開催されることが増えた背景から、園として協力する時間は減少傾向にあるとのことだが、散歩や戸外活動の移動の際などには、地域の方々と挨拶を交わすなど、日常的な交流を大切にしている。また近隣の複数の学校との交流も盛んであり、園児が多様な年齢層の住民と触れ合う機会が確保できるよう工夫されている。

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にして体制を確立している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

職場体験・ボランティア受け入れマニュアルが整備されている。マニュアルの中にはボランティア受け入れ方針が明示され、受け入れ時には適切な対応ができるよう、ガイダンス文書を提示できるよう準備してある。特に、学校教育への協力として、職場体験を積極的に行っており、近隣の学校と定期的に交流が図られている点が高く評価できる。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

地域の医療機関、福祉事務所・児童相談所等の連絡先をリスト化し、職員室に掲示されている。また、医療機関については、入園のしおりに明記し、保護者にも周知している。福祉事務所・児童相談所・保健所等との連絡会、近隣の交番や分署との会合、防警連との連携、幼・保・小合同研修会など、関係機関とは、直接顔の見える関係づくりが行われ、園児の安全確保や成長に合わせた支援ができるよう、連携を深めている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a・(b)・c
----	--------------------------------------	---------

〈コメント〉

郡山市から子育て相談支援事業の委託を受け、年30件程度の電話またはメールによる子育て相談（オアシス事業・保育コンシェルジェ）を受け付けているが、住民の多様なニーズに対応する活動は行っていない。災害時には園の備蓄品等を利用していただけるよう地区の集会等で伝えてあるとのことだが、避難協力等の協定を結ぶまでには至っておらず、協力体制の強化が望まれる。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・(c)
----	---	---------

〈コメント〉

郡山市から委託されたオアシス事業（子育て相談）の実施にとどまっており、園が主体的に実施する地域貢献活動等は行われていない。保育園という特性から、保育以外の地域ニーズに資する事業・活動を展開していくことは困難な点も多いと思われるが、地域との日常的なつながりを大切にしている事業所でもあるので、民生委員・児童委員をはじめ、すでに連携のある諸団体等との交流を通じて、公益性のある活動を模索してほしい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑬・c

〈コメント〉

職員服務規程に人権尊重とプライバシー保護について明記されている他、職務マニュアルの冒頭に理念と基本方針が掲載されていることから、人権尊重とプライバシー保護を第一とすることが職員全員に周知されているといえる。しかし、職務マニュアルは平成15年頃に策定後、更新されておらず、例えば、プライバシーの保持に関する記載が個人情報保護の内容となっているなど、職員が的確に実践していくために十分なマニュアルとはなっていない点も見受けられる。聴取によれば、全国保育士会倫理綱領を職員に配布、クラス内に掲示しているが、施設内研修等で勉強する機会は設けられておらず、行事後の会議や園長からの指摘で振り返るにとどまっているとのことだった。定期的に施設内研修で取り上げる機会を持つことが望まれる。また、日常の保育サービスの提供が園児の基本的人権を尊重し、配慮されたものになっているか、具体的にどのような視点で評価するのか、職員全員で共通理解をもってマニュアル等に明記し、実践につなげていってほしい。

29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・⑬・c
----	---	-------

〈コメント〉

平成21年度にプライバシー保護マニュアルが作成されている。保育士のどのような言動がプライバシー侵害にあたるのか具体的に書かれていないこともあり、また、職務マニュアルにも反映されていない。

虐待防止については、平成16年に策定された「ふくしま子どもの虐待防止連携マニュアル」が職員室に常備されているが、職員一人ひとりには配布されていない。他に市から配布される「保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き 抜粋 児童虐待防止について」に準拠して対応している状況である。また、虐待に関する外部研修が増えたため、施設内研修は最近は行っていないとのことが聴取により分かった。家庭内虐待、施設内虐待それぞれの対応フローチャートは作られておらず、園長や主任保育士が口頭で説明するにとどまっている。虐待を未然に防ぐための保護者に対する情報提供は、市が作成したパンフレットを活用している。

虐待の発見者となる可能性が高い職種であることの自覚を持って、子どもの人権について施設内で十分な共通理解を図ってほしい。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。

〈コメント〉

郡山市が作成している「子育てハンドブック」や「子育て支援パンフレット」等に市内保育園の紹介が掲載されており、市民は郡山市から直接保育園の情報を受け取るようになっている。園に直接見学等の訪問があった場合は、保育園要覧を希望のあった場合に配布している。

31	III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

入園のしおりは写真やイラスト、利用申請様式例・おくすり依頼書様式例などが多く用されたり、誰もがわかりやすいように工夫されたものになっている。記載内容も豊富であり、保護者が家庭での対応に悩んだ際にも応用できる情報が含まれ、活用しやすいものになっている。

入園児・継続児の保護者には、重要事項説明書を提示し、サービス利用開始の際に書面による同意を得るようにしている。

外国籍の保護者や聴覚障害のある保護者に対しての説明も職員一丸となって対応するなど、丁寧な配慮を行ったことが聴取により確認できた。

32	III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

郡山市の幼・保・小連携の一環として、保育園ではアプローチカリキュラムを実施している。PC室には園児が利用できるパソコンを5台設置し、年長児が10月頃からインターネットにより小学校のHPを閲覧したり、パソコンの操作方法を学んだりしている。それ以外にも、小学校との合同研修会や相互参観と協議会などが開催され、担当保育士を中心に、小学校への移行準備の打ち合わせが綿密に行われている。

転園によるサービス利用終了時には、転園先に園児の健康状態や得意なことなど特記事項を伝達し、継続性に配慮している。家庭保育へ移行する園児の場合は、集団生活の機会が減ってしまわないよう、園行事への参加案内を行ったり、他事業所等で実施している子育て支援事業を紹介したりするなど、きめ細かな配慮がなされている。卒園後にも園行事への招待を行う他、小学5年生ぐらいまで年賀状を送付するなど、園児や保護者が園を相談窓口のひとつとして活用できるよう接点を持ち続けている点が高く評価できる。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

保育内容の充実を図ることを目的に平成16年度から「アンケート調査」が実施されている。調査結果の集計と回答時点で対応できることを主任保育士がまとめ、保護者にフィードバックするとともに、職員全員に回覧している。また、職員会議で保育内容の改善について話し合い、共有していることも確認できた。さらには、家庭との協働で保育を行えるよう保護者の意向を確認する「子育てアンケート」「食事や睡眠に関するアンケート」等を実施し、フィードバックする際に、保護者からの疑問に助言を付け加える等の工夫も行って、保護者の意

向に寄り添う対応ができている。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

重要事項説明書に、要望・苦情等に関する相談窓口として、担当職員、第三者委員の氏名・連絡先が記載されている。また、「苦情受付について」という文書には受付担当者・解決責任者・第三者委員を明記するとともに、苦情解決の流れの説明があり、第三者委員や運営適正委員会の紹介など、保護者の意向に添う方法が選べることが分かるようになっている。また、苦情等を記入する様式も同時に配布するとともに、玄関脇に用紙を常置している。

なお、苦情内容及び解決結果等の公表は、施設設備関係に限定され、園児同士の関係によるものの公表は行っていないとのことであった。

35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

苦情受付以外の相談について、複数の方法や相手を自由に選べることが可能であることが明記された文書は見当たらない。入園式後の保護者総会時に、園長から口頭説明があるのみとのことだった。日常的な声かけの延長で相談を受け付けるだけにとどまらず、保護者が気軽に誰にでも相談できると分かるような文書の配布並びに掲示が望まれる。また、職務マニュアルには担当クラスごとに〈保護者との連携〉の記載があるので、この部分に相談方法の案内を加筆するなどの工夫もしてほしい。

36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

連絡帳や口頭・電話等で受けた保護者からの意見は、受け付けた職員が園長・主任に口頭報告した後、「保護者からの疑問・質問・意見とその回答・対処法の記録簿」にまとめようになっている。しかし、聴取の中で、苦情や相談に関しては別に「面談記録」にまとめ、その後の経過を児童票に転記していくという流れの説明があった。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・(b)・c
----	---	---------

〈コメント〉

「事故発生対応マニュアル」「不審者侵入時の体制づくり」「災害発生時対応マニュアル」が「危機管理マニュアル」として整備され、職員に周知されている。保育環境点検票によって毎月1回、保育室や遊具、備品等の安全環境点検が行われているが、大型遊具等の安全点検は2年前の設置のため平成28年度に点検業者を選定する予定とのことである。大型遊具の点検サイクルが2年ごとで十分であるかどうか検討してほしい。

ヒヤリ・ハットや事故発生時には、マニュアルに基づいて対応、報告が行われ、職員会議

で共有し、未然防止、再発防止に努めている。

園児を対象とした安全指導が月に1回実施されている他、施設内研修でリスクマネジメントに取り組むなど、安全確保に向けた取り組みが行われているが、その実効性について定期的な評価を行えるようにリスクマネジメント委員会の設置などの体制整備を行ってほしい。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

保育所感染症マニュアルが整備され、職員に配布されている。看護師を中心として、衛生管理に関する保健指導や施設内研修も積極的に行われている。日常的な手洗い、タオルの共有禁止、下痢や嘔吐時の対応、軟便時の処理等、保育実践の中での感染予防策が周知徹底され、適切に処理されている。

39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に実行している。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

災害発生時対応マニュアルの整備、毎月の避難訓練の実施等により、職員の対応力の向上と、園児の安全意識を育てること、消防等との連携が適切に行われている。日中に災害が発生した場合の保護者への連絡方法や園児の安否確認の方法については、一斉メール等、具体的な連絡方法を検討中であるとのことだった。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・(b)・c

園では、通常業務に関する総合的なマニュアルとして「職務マニュアル」を作成し、職員全員に配布している。本マニュアルに関しては、職員個人で理解することが中心となっており、研修や個別指導等の機会を設け、周知徹底するための方策は実施されていない。「感染症対応マニュアル」といった他のマニュアルについては、職員会議を通じ、学ぶ機会を設けてはいるが、「職務マニュアル」に記載されている内容が、新しく作成されたマニュアルに記載されている内容と一致していない箇所も見受けられ、全体的にマニュアルの整合性、整理の必要性がある。

また、マニュアルを踏まえた保育の実践がなされているかどうかについては、クラスの責任者がその場で確認、指導するにとどまっている。

41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・(c)
----	---	---------

〈コメント〉

主な保育業務に関わる内容が記載されている「職務マニュアル」は、平成15年に作成された。本マニュアルから新たに必要なマニュアルが派生して別途作成されている印象があり、「感染症対応マニュアル」といった新しく作成されたマニュアルとの整合性が図られていない。

い。また、一部職員にマニュアルの確認をしたところ、把握していないマニュアルがあった。

マニュアル全般において定期的に見直しを行う仕組みや、時期の設定など組織として定めたものではなく、また改正を行った場合の記録もほとんど行われていない。

現在、実際に職員に使用しているマニュアル、必要なマニュアル、の見直しを職員や保護者からの意見を取り入れながら、今一度整理し、さらには、マニュアルの見直しを行う仕組みを構築し、作成、改正の日付の記載を徹底してほしい。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a・⑬・c
----	--	-------

〈コメント〉

3歳未満児については全員、3歳児以上については、障がいのある子ども、気になる子どもの個別計画を作成している。個別計画は、「児童票」、「生育歴」、「0歳児面接」といった様式により、保護者および子どもに関する情報の把握を行い、また、保護者の思いやニーズの把握については、4月に「子育てアンケート」を実施し、5月には面談票に基づき面接を行っている。面接の内容はアセスメントシートに整理され、アセスメントを行う際は、調理師や看護師も参加して行われている。

園では、マニュアルとして作成した「保育の個別計画」をもとに個別計画を作成している。マニュアルでは基本的なアセスメントの方法や記入例も記載されているが、改善が提案されても、マニュアルにその内容が反映されていないため、職員にも周知が図られていない。また「保育の個別計画」の存在自体を認知していない職員がいるなど、職員によって対応、計画の記載方法にはばらつきが見受けられた。また、アセスメントシートには実施した日付の記入がないため、いつアセスメントを行ったのかその記載をしてほしい。

43	III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・⑬・c
----	--	-------

〈コメント〉

「個別計画」、クラスの月案、週案については、実施期間の記載があり、その時期に合わせて評価を行い、評価後の計画の見直し、変更の必要性がある場合は、月案会議で話し合いが行われ、変更後の内容が記載されている。

しかしながら、変更、見直しにあたってその手順が「保育の個別計画」に十分記載されていないため、計画実施にあたり「P D C Aサイクル（P：計画、D：実行、C：評価、A：改善」のとらえ方が職員によってばらつきがある。現状の課題を解決するためにも、計画作成はもちろんのこと評価、見直しに対する具体的な手順を整理してほしい。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・⑬・c
----	---	-------

〈コメント〉

児童票、個別計画、クラスの月案、週案、連絡ノート、健康カード、健康記録簿兼出席簿等、子どもの発達の様子や発達を踏まえた支援内容、健康状態などが園で定める様式によって、日々記録されている。

しかしながら、個別計画など一部記録については、記載内容のばらつきが職員によって見受けられ、標準化を目指すための指導等については口頭のみでとどまっている。また、見直し後の内容が文書に反映されていないため職員間で共有化が図られていない。

45

III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

保護者に対しては、「重要事項説明書」および「個人情報保護に関する方針」を作成し、個人情報に関する説明、使用のための同意書を得ている。

就業規則による「秘密の保持及び情報の取扱い」、「個人情報保護規程」、「個人情報保護管理マニュアル」が作成され、職員に周知されている。また、「運営規程」において記録の整備について明記されており、保存すべき書類の名称と保存年限がリスト化されている。

第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（24項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-（1） 養護と教育の一体的展開		
①	A-1-（1）-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	(a)・b・c
〈コメント〉		
<p>保育課程は、郡山市における児童像のもと、子どもの人権や主体性を尊重すること、地域における子育て支援を行うことが保育理念に掲げられ、保育方針、保育理念に基づき、各年齢の発達に応じた支援内容が記載されている。</p> <p>保育課程は、年に1回（1月に実施）園内研修の一環として、職員参画により評価、見直しを行っており、その内容を次年度に反映する仕組みとなっている。</p> <p>今年度は、昨年度の評価をふまえ、発達に応じた「運動あそび」を充実させるため、その内容が新たに盛り込まれている。</p>		
②	A-1-（1）-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
〈コメント〉		
<p>保育室は明るく清潔が保たれており、温度、湿度も定期的（1日に3回）にチェックが行われている。睡眠をとるためのスペースが別に確保され、0歳児は午睡チェック表により、5分おきに呼吸、胸の動き、顔色、うつぶせ寝になっていないかなどの確認を行っている。また、おむつ交換は決められた場所で行うなど配慮されている。</p> <p>保育士は保護者とのコミュニケーションを大切にしており、登園時に体調の変化や前日の家での様子などを聞き取り、その内容を記録し職員間で共有している。「乳児記録表」により、園での排泄、検温、食事、授乳、睡眠などを記録し、連絡帳を通じて保護者に報告を行っている。連絡帳は、保護者からの不安や悩みに保育士が応える内容となっている。</p> <p>一人ひとり育ちや生活のリズムを大切に、声をかけたり、あやすなどしている様子が観察により確認することができた。また、発達に応じた身体を使った遊びや戸外での遊びなども、月案、週案により確認することができた。</p>		
③	A-1-（1）-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c

〈コメント〉

基本的な生活習慣では、自分でやりたいという気持ちを尊重し、見守りを大切にしていること、また保護者に対しては、個人差があることや園での様子を伝えることで不安の解消となるよう努めていることなど、職員ヒアリングや連絡帳、個別計画などで確認することができた。保育士は、保護者の不安や悩みについても、登園・降園時に積極的にコミュニケーションを図ることを大切にしている。

健康管理については、登園時には家庭での様子を聞き取り、また保育士の観察、検温等により子どもの体調変化を細やかに観察し、職員間で情報の共有を行っている。

クラスや園庭など探索活動が行える環境が整備され、歩行の獲得に必要な体力を養うことを中心に、お散歩や外気浴など、季節に応じた戸外でのあそびなどを月案、週案により確認することができた。

4	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開 がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
---	--	---------

〈コメント〉

園では、基本的な生活習慣や社会性、言葉や人間関係などに関わる発達のチェックリストを各年齢ごとに作成し、月案、週案を作成する際の発達の目安としている。

3歳児以上のクラスでは、年間指導計画に基づき、体操教室や、音楽グループレッスン、お話し会、絵画指導などが取り組まれており、子どもたちのやってみたいという気持ちを尊重しながら、友達と楽しく取り組めるような保育内容となっている。

今日一日の出来事や子どもたちの様子は、ホワイトボードに記載され、お迎えの際に保護者が確認できるようになっている。

5	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、 保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	(a)・b・c
---	--	---------

〈コメント〉

郡山市が主催する「郡山市幼保小連携事業」において、小学校教員と保育士、幼稚園教諭が合同で研修を行ったり、保育士が小学校の授業を参観するなどの機会がある。研修には、年長組の担任する保育士が参加し、保育の参考としている。

年長児は1月からお昼寝をしない、文字や数字遊びを取り入れるなど小学校での生活や時間の過ごし方を見通した保育内容となっている。また、子どもが就学を予定している小学校のホームページを見たり、小学校での生活の様子を調べたり、散歩の時に小学校周辺を歩いてみるなど、小学校入学に対する子どもの期待感を大切にしている。

卒園制作として、卵の殻をつかった作品を年長児全員で取り組み、みんなで協力して作り上ることの喜びや達成感につながる機会としている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育

6	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人の・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
---	---	---------

〈コメント〉

園内は清潔が保たれており、「保育環境点検表」により各クラスの環境を月に1回点検を行い、園長、主任に報告する仕組みとなっている。クラスの「温度・湿度」は一日に3回記録を行い、トイレは点検チェック表により1日2回汚れや臭いの有無が記録されている。

保育室には、子どもの作品や季節に応じた掲示物が貼ってあり、3歳児以上のクラスでは、遊具や制作に必要な色鉛筆といった道具も自由に取り出せるようになっている。棚や手洗い場などは子どもが利用しやすい高さに配置されている。

7	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)・b・c
---	--	---------

〈コメント〉

トイレは清潔が保たれ、また、ドアやカーテンで仕切るなどの設備上の配慮が行われている。また、食事や排泄、衣類の着脱、手洗いやうがいなどの基本的な生活習慣の身について、自分でやろうとする気持ちを大切に、さらには家庭での様子を保護者から聞き取りながら、保育士は見守りを基本とし、必要に応じて声かけを行うなどの支援内容を個別計画や月案において確認することができた。

また、保健指導年間計画において、自分の身体の仕組みや病気や身体を守ることについて、子どもに分かりやすく実験や体験を交えながら指導している。

年間を通じて、各年齢において散歩や園庭、プール（水遊び）、戸外遊びを積極的に行っていける様子が月案や週案から確認することができた。また、園では園庭とは別に芝生の広い遊び場である「ひまわりランド」を所有しており、十分な環境を整備している。

8	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
---	--	---------

〈コメント〉

保育士は、遊びや設定保育の場面で、順番やルールを守ることの大切さをやさしく子どもたちに話しかけている。また、週案、月案では、制作活動をグループで取り組んだり、運動会などの行事に向けた練習を通じて、協力したり、助け合ったりする子どもの姿、それを支援にする保育士の様子を確認することができた。

園では、遊びを通じて互いに学び合い、育ち合うことを目的に、3歳児以上の子どもを、1グループ10~11人程度の異なる年齢で構成し、隔月で指導案に基づいた保育を行っている。

また、4・5歳児のクラスでは、自主性を育て、互いに協力することを目的に当番活動を取り入れ、「あいさつ」や「おたより・連絡帳の配布」などを子どもたちが毎日交代で行っている。

各クラスでは、年齢に応じたおもちゃや遊具が用意され、自由遊びの時間には子どもが自由に取り出したり、遊んだりすることができるようになっている。

9	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわるような人の・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
---	--	---------

〈コメント〉

園では、小さい魚やザリガニの飼育、園庭では種から花を育てるることを通じて、生き物や植物のふれあいの機会を大切にしている。園の近くには「ひまわりランド（広場）」があり、そこでは野菜を育てたり、収穫も行われている。この他、季節に応じて自然の素材を使った制作、絵本や紙芝居の読み聞かせを週案、月案により確認することができた。

園が所在する地域で、特に伝統行事の開催がないため参加する機会はないが、敬老会への参加や団体学校の子どもたちと一緒に遊ぶ、中学生の職場体験など地域の高齢者や子どもたちとふれあう場を積極的に設けている。

10	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

〈コメント〉

3歳児以上を対象に、絵本や紙芝居等を通じて、言葉の楽しさや季節感を伝えることを目的に、年間指導計画を作成し、毎月「お話し会」を開催している。

また、玄関には、「親子ふれあい文庫」が配置され、保護者貸出簿により自由に借りることができ、家でも絵本を通じた親子のふれあいの機会を大切にしている。

4・5歳児のクラスでは、色鉛筆やクレヨン、はさみや糊、画用紙、楽器などを自由に取り出せる環境にあり、自分の興味があるものを工夫してあそぶことができる。

リトミックやマット運動、プール（水遊び）、かけっこ、散歩など季節や発達に応じた身体をつかった遊びが行われていることが週案、月案の内容で確認することができた。

A-1-(3) 職員の資質向上

11	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

〈コメント〉

日々の保育内容については、個別計画、月案、週案などの指導計画を「月案会議」等で職員間で評価する機会を設けている。

自己評価については、保育士自らの業務内容に対する評価を「業績評価」により行っているが、保育士が園全体を評価するまでには至っていない。また、過去に第三者評価を受審したが、その後、継続して自己評価の実施はない。自己評価は、継続的に実施することに意味があるため、今回の受審を期に保育士自らの自己評価が、園全体の自己評価につながる仕組みを構築してほしい。

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
12	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ

〈コメント〉

保育士は、登園の際に泣いたり、不安な表情をしている子どもに対し、やさしく言葉をかけたり、寄り添っている。また、子どもに説明する際には、年齢に応じた分かりやすい言葉

を使い、また穏やかな口調で話しかけている。

自分で表現する力が十分ではない子どもや、発達、発育が気になる子ども、保護者への関わりが必要な場合などは、個別計画や指導計画において職員間で話し合い、またお互いにアドバイスをするなど情報を共有しながら支援している。

また、個別計画や指導計画は、各年齢の発達を共通のチェックリストで確認しながら、子ども一人ひとりの個性を尊重し、子ども自身がやりたいことを支援する内容が記載されている。

13	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

障がいのある子どもや気になる子どもに対して個別計画が作成され、作成にあたっては保護者の思いやニーズを踏まえ、障がいや特性に考慮した支援内容が記載されている。また、職員会議等において、他職員から意見をもらったり、アドバイスを受けるなど職員全員で検討したり、情報を共有する仕組みがある。

障がいのある子どもや気になる子どもも、他の園児と変わりなく、子ども同士の関わりを大切に保育が行われている。

担当する職員は、障害児保育に関する研修を受講し、また病院や療育センターなどの専門機関と連携しながら保育にあたっている。保護者の依頼があれば、病院に保育士が保護者同行し、医師の話を聞くなどの機会も積極的に対応している。保護者の悩みや不安に対しても、日々のコミュニケーションを大切にしながら、必要があれば、個別面談の機会を設けるなど寄り添う支援に努めている。

14	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

保護者のお迎えの際には、「健康記録簿兼伝達簿」により、保護者に報告が必要な内容を記載し、保育士間で情報の引き継ぎが行われている。長時間にわたる保育を受ける子どもに対しては、午後6時30分に「おやつ」が提供されている。

しかしながら、個別計画には長時間にわたり保育を受けている子どもに対し、そのことを配慮した記載がなく、3歳以上児においては個別計画そのものを確認することができなかった。

長時間保育所で過ごす必要がある子どもについては、保育所保育指針にあるように、個別計画の作成の必要性を認識し、配慮すべき内容や保護者への対応などを踏まえたものとしてほしい。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

15	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

「保健指導年間計画」、「保育園感染症対応マニュアル」などが整備され、看護師を中心にマニュアルの評価、改善が行われ、職員会議等において指導、周知が行われている。

子どもの検診内容や身体計測、予防接種については「健康カード」に記入し、子どもの日々の発育と発達について、保護者と情報が共有されている。

保育園で感染症が発生した場合は、看護師がその状況を玄関のホワイトボードに記載、掲示し、保護者に対し情報提供、注意喚起が行われている。

日々の健康状態の把握は「健康記録簿兼出席簿」に記載している。「健康記録簿兼出席簿」では、登園・降園時の保護者からの子どもの様子について聞き取ったこと、観察で得た情報など健康に関わることは「赤字」で記入し、保育士間で情報が引き継がれるようになっている。

16	A-2-（2）-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a・③・c
----	--------------------------------	-------

〈コメント〉

2階にあるホールが、昼食時には3歳児以上の子どもの食事をする場となり、各年齢に別れて食事を摂っている。調理室は2階のホールに隣接しており、子どもが日常的に調理する様子を、窓越しに自由に見ることができるようになっている。

食育指導計画は調理師が中心となって作成し、子どもたちに食に対する関心を持つてもらえるよう旬の野菜や果物、朝ご飯の大切さ、食事のマナーなど、毎月テーマを設けている。

子どもたちが自由に話をしながら昼食を摂る様子が観察により確認できたが、配膳や後片付けは、盛りつけた食器を全て調理師がテーブルに配り、食後は子どもたちがテーブルの中央に食器を重ねるようになっている。子どもが積極的に配膳に関われる工夫については確認することができなかった。また、2階のホールが食事を摂る部屋として特に工夫している点についても、ヒアリングや観察で確認できなかった。

なお、手指の清潔を保つことは大切なことではあるが、先に食事を摂っている子どもの脇ではなく、ホール入室前に済ませるなどの検討を行って欲しい。食事を摂る場所なのに、ホール内に消毒液の臭いが広がる結果となっていた。

17	A-2-（2）-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	①・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

保護者に対し「食事や睡眠に関する調査について」を年1回実施し、子どもの嗜好や家庭での食事の様子について把握を行っている。離乳食の進め方については、穀類、野菜類など食品群別に家で食べたものをチェックする「食物摂取確認表」の提出を受け、保護者、保育士、調理師と情報を共有しながら行っている。

給食の献立（おやつも含む）は、郡山市（栄養士）が作成し、園で調理を行っている。このため、献立内容の変更や改善について園独自で取り組むことはできないが、給食委員会を毎月実施し、献立の内容（行事食など）や調理方法、食育指導や離乳食の進め方について話し合いを行い、可能な範囲で評価、改善の上、その内容を職員間で共有を行っている。

調理師は、子どもたちの食事の様子を日々観察し、話かけたり、感想を聞くなどの機会を大切にしている。また、日々の献立、おやつの内容、残食、検食、衛生管理事項等の記録を「実施簿」に記載、その結果を園長、主任が確認している。

園では、体調が思わしくない子どもの食事に対しては、保護者の申し出をふまえながら、

「おかゆ」や「おじや」に変更する、牛乳を控えるなどの対応を行っている。

18	A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	--	-------

〈コメント〉

内科検診や歯科検診は年2回実施、「健康カード」に記録され保護者に周知が行われている。この他「健康カード」には、毎月行われる身体測定の記録や保護者からは予防接種の記載などがある。検診の結果、受診の必要性がある場合は、その内容を別途文書でお知らせし早期受診を勧めている。

看護師が中心となって作成している「保健指導年間計画」では、毎月身体の仕組みや感染症予防などのテーマを設け、子どもが理解しやすいよう絵本や紙芝居、実験や体験など取り入れて指導を行っている。また、年に1度歯科専門学校生徒による歯磨き指導が行われている。

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

19	A-2-(3)-① アレルギー疾患。慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

食物アレルギー疾患の子どもに対しては、医師より「食物アレルギー児に関する指示書」の提出を受け、職員間で情報を共有、保護者、保育士、調理師の連携して対応している。

調理師は、アレルギー除去食の対応について、他園児とのメニューの相違がないよう、調理に工夫するなど配慮に努めている。食事提供の際は、対象となる子どもに提供されるトレーを色違いにし、「摂取不可の食材」をテプラで表記、食器を包んでいるラップにも名前を記載し、調理師間で二重にチェック、さらに保育士に声をかけ、確認を行った上で提供されている。

アトピー性皮膚炎の子どもに対しては、医師の処方にもとづいた薬品の湿布について「おくすり依頼書」により、保護者に確認しながら処置が行われている。

20	A-2-(3)-② 調理場、水回りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

園では、郡山市が作成した「郡山市特定給食施設等手引書」をマニュアルとして活用し、衛生の管理が行われている。この他、「実施簿」において献立、おやつの内容、残食、検食の記録が毎日行われ、「衛生管理点検表」により職員の健康状態や身支度、食材の管理、食器・調理器具の管理などが細かくチェックされている。記録された内容は、調理師他、園長、主任保育士が確認を行っている。

衛生管理に関する取り組みは、マニュアルを含め毎月開催されている給食委員会を通じて調理師より報告が行われ、職員間で必要な情報が共有されている。

A-3 保護者に対する支援

第三者評価結果

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

21	A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	(a)・b・c
----	---------------------------------------	---------

〈コメント〉

調理師が作成した「食育指導年間計画」に基づき、毎月テーマを設定し食の大切さを指導している。献立は郡山市（栄養士）が作成したものを園で調理しているため、献立表、給食だよりは郡山市が作成したものを保護者に毎月配布し、さらには、今日食べたメニューや食事の様子などを写真で掲示板に掲示し、保護者に知らせている。

人気メニューなどは「ピカイチレシピ」として作り方などをわかりやすく保護者に紹介している。また、子どもの誕生日会の参観日に、保護者が給食を試食できる機会を設けている。

0歳児の「離乳食」を進める際には、家庭での食事の様子や摂取した食材、調理方法の把握などを「食物摂取確認表」により保護者と確認しながら保育士、調理師連携のうえ行っている。

22	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

個別面談は、3歳未満児と5歳児の全員を対象に、4月に実施したアンケートをふまえ5月に行われている（その他の年齢については希望者のみ）。面談の内容は、面談表や必要に応じて児童票にも記録されている。また、保護者からの面談の要望や、保育士からも必要性があると感じた場合でも隨時個別面談の機会を設けている。

園では、登・降園時における保護者とのコミュニケーションの機会を大切にし、さらには連絡帳を通じて、保護者の質問や不安などに対し、保育士が応える内容となっている。

また、この他にも保護者から個別に出された意見や要望等は「保護者からの疑問・質問・意見とその回答・対処法の記録簿」により、相談内容や経過、その対応が記録され、職員会議や回覧などで周知を図っている。

23	A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	(a)・b・c
----	--	---------

〈コメント〉

園では「父母会」を組織し、総会を年に1回（4月）開催、園の方針や取り組み、行事内容などの説明を行っている。この他、「父母会の役員会」を年に4回開催し、行事に関する協力の依頼や園での取り組み対し、保護者から意見を伺う機会としている。

保育参観は、保護者の申し出があれば、年間を通していつでも参観や見学が可能となっている。特に子どものお誕生会の参観は、給食と一緒に試食する機会を設けるなど保護者にも好評である。行事や10月に行われる保育参観では、保護者と子どもとが一緒に取り組めるようなテーマを設定し、保護者参加型の保育参観を開催している。

24	A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

虐待の早期発見のため、保護者とのコミュニケーションを通じて家庭での様子の把握に努め、また着替え、おむつ交換時に子どもの身体状況を観察するなどの取り組みを行っている。また、郡山市が作成した虐待に関するパンフレットを保護者に配布するなど啓発に努めている。

虐待に関する園外研修に職員を派遣し、その内容を会議時に報告しているが、マニュアルなどに基づく園内研修は過去2年間開催がない。また、マニュアルでは、「ふくしま子どもの虐待防止連携マニュアル」を参考としているが、園独自に発見時から通報までの流れを示した図などは整備されていない。

今後は、保護者だけではなく、保育士自らも虐待に対する意識啓発の向上も含めた定期的な園内研修の開催、さらには関係機関との速やかな連携を図るため、発見から通報までの流れ（フロー図）について園独自のものを作成してほしい。